

現 場 説 明 書

工 事 名 国立青少年教育振興機構
国立能登青少年交流の家 空調設備他改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課		
課 長	施設管理課	担 当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 空調設備他改修工事

2 工事場所 石川県羽咋市柴垣町14—5—6（国立能登青少年交流の家構内）

3 完成期限 令和7年3月31日（月曜日）

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、監督職員の指示により行うこと。

④ 監督職員事務所

・ 設ける（ 号） ☒ 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。
- e) 断水や停電など施設の運用に影響が出る際は可能な限り休館日に計画

(3) 工事用電力等

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カラー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り仮製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、~~キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。~~

6 契約に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

- ①基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

- 提出する。
- ・ 提出しない。

工 程 表

○ 提出する。

・ 提出しない。

- ② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落れ者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、

超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~④ ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その~~

- ~~日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~
- ~~(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について~~
- ~~① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。~~
- ~~② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。~~
- ~~(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について~~
- ~~① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。~~
- ~~ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。~~
- ~~イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。~~
- ~~ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。~~
- ~~エ 工事現場において作業等が行われていない期間。~~
- ~~② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。~~
- ~~③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。~~
- ~~(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~
- ~~―― 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。~~
- ~~① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～エの要件を全て満たさなければならない。~~
- ~~―― ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~
- ~~―― イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~
- ~~―― ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~
- ~~―― エ 同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に~~

- ~~＝体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）~~
- ~~オ 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（例：〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事 でなければならない。~~
- ~~カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立 合等の職務を適正に遂行しなければならない。~~
- ~~キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~
- ~~ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~
- ~~② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項に ついて確認できる書類を提出すること。~~
- ~~③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さな くなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。~~
- (9) ~~特別重点調査を受けた者との契約について~~
~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官 房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約 の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10 分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるも のではない。~~
- (10) 引渡し後点検について
 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うも のとする。
- (11) 設計図書の取扱い
 本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
 ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
 ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って 確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について
 デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像 の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を 行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので ある。
 本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職 員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」とい う。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。
 なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画 ・防災部参事官）」に準ずる。
- ① 必要な機器・ソフトウェア等の導入
 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等 （以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目 の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用す ることとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のため に参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL
[「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」](https://www.cryptrec.go.jp/list.html)）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するもの とする。
- ② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入
 受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を

電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立青少年教育振興機構
国立能登青少年交流の家 空調設備他改修工事

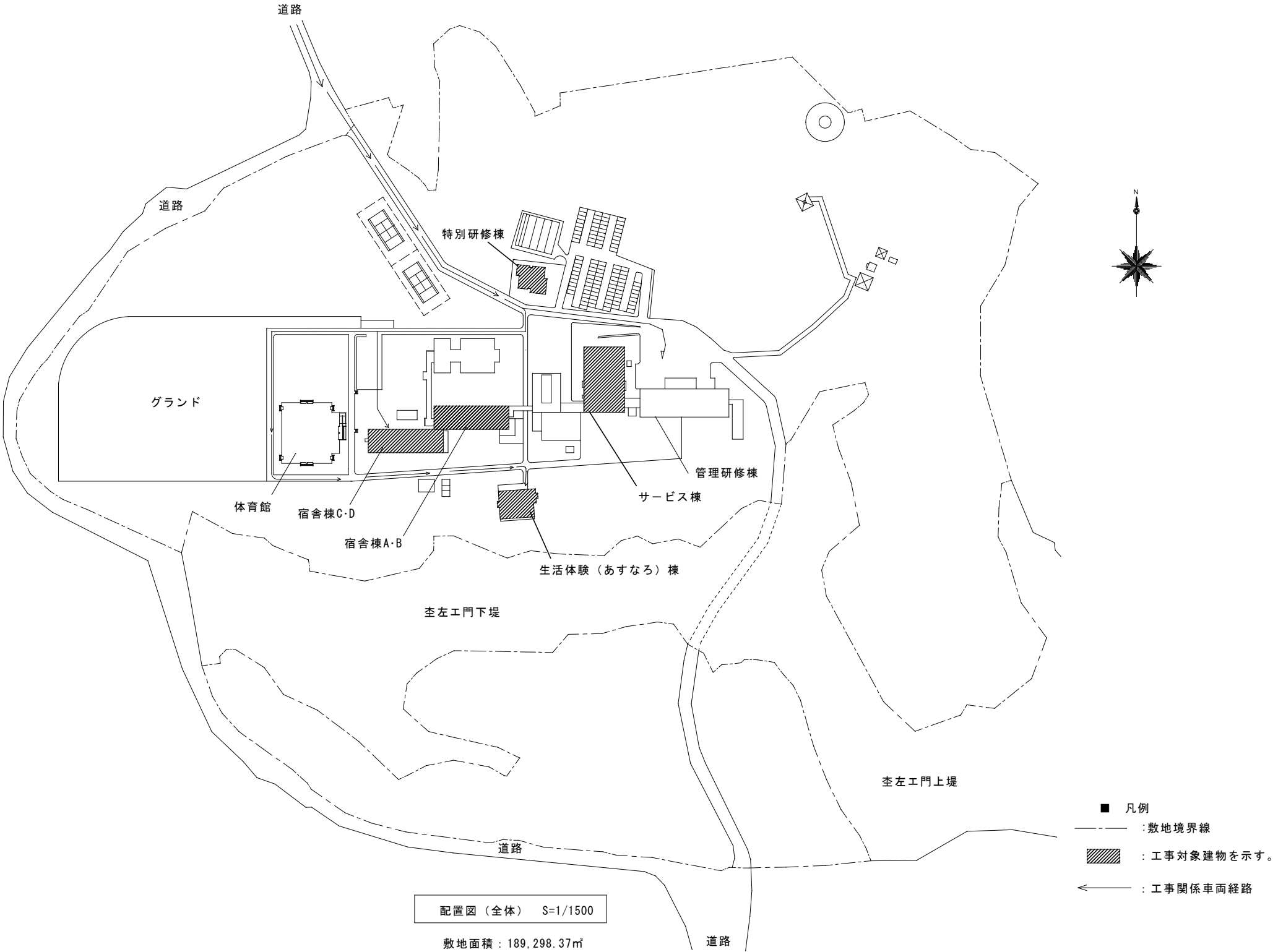
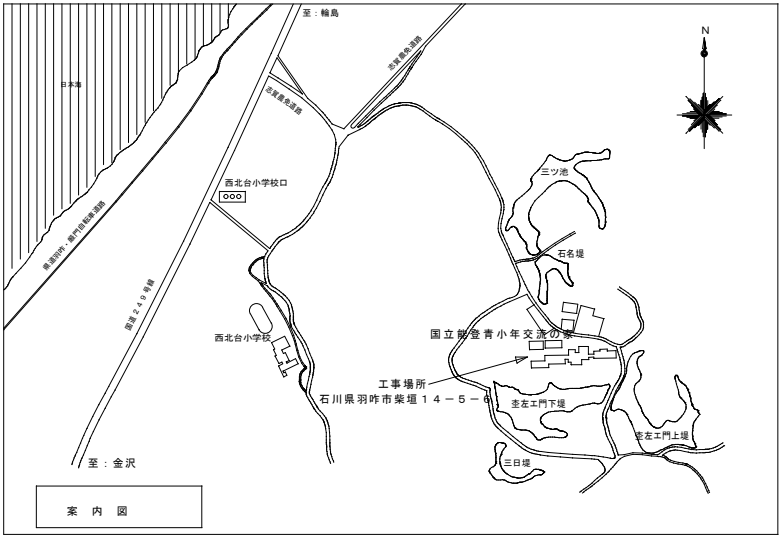
図面リスト

図面	図面名称
M-00	表紙・図面リスト
M-01	特記仕様書 1
M-02	特記仕様書 2
M-03	配置図・案内図
M-04	空調設備 機器表
M-05	空調設備 特別研修棟（撤去）平面図
M-06	空調設備 特別研修棟（新設）平面図
M-07	空調設備 あすなろ棟（撤去）平面図
M-08	空調設備 あすなろ棟（新設・他）平面図
M-09	給排水設備 サービス棟（新設）平面図
M-10	給排水設備 宿舎棟A.B（撤去）平面図
M-11	給排水設備 宿舎棟C.D（撤去）平面図
M-12	給排水設備 宿舎棟A.B（新設）平面図
M-13	給排水設備 宿舎棟C.D（新設）平面図

令和 6 年度
独立行政法人国立青少年教育振興機構

建築士登録事務所 第14358号 株式会社中秀工業一級建築士事務所	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課 担 当	業務番号	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 空調設備他改修工事		
											図面名称	表紙・図面リスト		
											縮尺	図面区分	機械設備	
											N / S	図面番号	M-00	

● 空 気 調 和 設 備	○設計温湿度	<table><tr><td></td><td colspan="2">外 気</td><td colspan="6">屋 内</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">一般系統</td><td colspan="2">一般系統</td><td colspan="2">一般系統</td><td colspan="2">一般系統</td></tr><tr><td></td><td>温 度</td><td>湿 度</td><td>温 度</td><td>湿 度</td><td>温 度</td><td>湿 度</td><td>温 度</td><td>湿 度</td></tr><tr><td>夏 季</td><td>**.*℃</td><td>**.*℃</td><td>**.*℃</td><td>**.*℃</td><td>成 行</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>冬 季</td><td>*.*℃</td><td>**.*℃</td><td>**.*℃</td><td>**.*℃</td><td>成 行</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外 気		屋 内							一般系統		一般系統		一般系統		一般系統			温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	夏 季	**.*℃	**.*℃	**.*℃	**.*℃	成 行					冬 季	*.*℃	**.*℃	**.*℃	**.*℃	成 行					○鋼板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]	●ダクト (第3編1.14.1 ～3) [第3編1.2.1]	○チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]	○ダンパー (第3編1.15.6 ～14) [第3編1.3.1]	●配管材料 (第2編2.1.1 ～2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1>	○弁類 (第2編2.2.1 ～6) [第2編2.1.1]	○油面制御装置 (第2編2.3.5)	●保温及び 消音内貼 (第2編3.1.1 ～2) [第2編3.1.1] [第2編3.1.3]
		外 気		屋 内																																																					
		一般系統		一般系統		一般系統		一般系統																																																	
		温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度																																																
夏 季	**.*℃	**.*℃	**.*℃	**.*℃	成 行																																																				
冬 季	*.*℃	**.*℃	**.*℃	**.*℃	成 行																																																				
○ダクト (第3編1.14.1 ～3) [第3編1.2.1]	●低圧ダクト (●コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法 ○スパイラルダクト (○低圧 ○ ○図示による。	○パイナルダクト (○低圧 ○ ○図示による。	(1) 内貼を施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及び ダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、 大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンバーは雨水の滞留のない ように施工する。	(1) 防煙ダンパー 復帰方式 遠隔復帰式 (定格入力DC24V) (2) 防火ダンパー 復帰方式 手動式	配管材料は (○ 下記による。 ● 図示による。) (1) 蒸気管 給気管 ○ 還管 ○ (2) 油管 ○ (3) 冷温水管 ○ (4) 冷却水管 ○ (5) ドレン管 ○ (6) 冷媒管 ○	○図面に特記なき場合の耐圧は、J I S又はJ V 5 K とする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (往・還) には、ボール弁を取 付ける。 ○図示による。	制御盤には (○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○満油警報 ○減油警報 ○遠隔警報) の端子を設ける。なお、フロートスイ ッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。	標準仕様書第2編3. 1. 4によるほか、次による。 ○蒸気廻り管の保温不要 (屋内露出は除く。) ○遠気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ○外気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書 第2編3. 1. 4の温水管の項による。 ○建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4の温水管の項 による。 (エア抜き弁以降の配管は除く。) ●空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 5の排水管の項による。 ●冷媒管の保温厚さは液管10mm・ガス管20mmとし、外装は次による。 ○機械室 (ALGC化粧原紙) ●屋内露出箇所 (樹脂製化粧カバー) ●屋外露出箇所 (ステンレスラッキング)																																																	
○換気設備	○ダクト (第3編1.14.1 ～3) [第3編1.2.1] <第3編1.2.1 ～4>	○図示による。 ○低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法 ○スパイラルダクト (○低圧 ○ ○高圧1ダクト (範囲は図示による。) ○厨房系統の排気用ダクトは、標準仕様書第3編2. 2. 2. 2のダクトの 板厚の項より1番手厚いものとする。 (範囲は図示による。)	○ダンパー (第3編1.15.6 ～14) [第3編1.3.1]	○シールする 排気ダクト の系統	●チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]	●保温 (第2編3.1.4) [第2編2.1.3]																																																			
○排煙設備	○ダクト (第3編1.14.1) [第3編1.2.1]	○排煙口の形式	○排煙口開放及び 復帰方式	○排煙風量測定	○システム構成 その他	○電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]	○自動洗浄装置 及びその組み込 み小使	○自動水栓の 電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1]	○衛生器具ユニ ット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1]																																																
○自動制御設備	○システム構成 その他	○電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]	○自動洗浄装置 及びその組み込 み小使	○自動水栓の 電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1]	○衛生器具ユニ ット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1]	○個別感知フラッシュ方式 ()	○A C電源	○自己発電	○図示による。																																																
○衛生器具設備	○個別感知フラッシュ方式 ()	○A C電源	○自己発電	○図示による。	●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	配管材料は (● 下記による。 ○ 図示による。) (1) 一般配管 ●水道用硬質塩化ビニルライニング鋼板 (SGP-VA) (2) 地中埋設配管 ○ (3) 水道直結配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器 以降の地中埋設配管は (○) とし、 他の部分は (1) による。	○親メー (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○n' A式)) (○貸与品 ○ ○子メー (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○n' A式)) (○買取り ○	○水道事業者指定品 (○ 貸与品 ○買取り) ○標準図M C形	●図面に特記なき場合の耐圧は、1 0 K とする。 ●ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○水道直結部分の耐圧は、1 0 Kとする。																																																
●給水設備	●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	配管材料は (● 下記による。 ○ 図示による。) (1) 一般配管 ●水道用硬質塩化ビニルライニング鋼板 (SGP-VA) (2) 地中埋設配管 ○ (3) 水道直結配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器 以降の地中埋設配管は (○) とし、 他の部分は (1) による。	○親メー (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○n' A式)) (○貸与品 ○ ○子メー (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○n' A式)) (○買取り ○	○水道事業者指定品 (○ 貸与品 ○買取り) ○標準図M C形	●図面に特記なき場合の耐圧は、1 0 K とする。 ●ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○水道直結部分の耐圧は、1 0 Kとする。	○	○	○	○																																																
○排水設備	●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	●弁類 (第2編2.2.1 ～6) [第2編2.2.1]	●保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]	○不活性ガス消火 設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]	○連結送水管設備 (第5編1.5.9)	○配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] (第6編3.1.1)	○メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]	○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]																																																
○給湯設備	●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	●弁類 (第2編2.2.1 ～6) [第2編2.2.1]	●保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]	○不活性ガス消火 設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]	○連結送水管設備 (第5編1.5.9)	○配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] (第6編3.1.1)	○メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]	○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]																																																
○消火設備	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○弁類 (第2編2.2.1 ～6) [第2編2.2.1]	○保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]	○不活性ガス消火 設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]	○連結送水管設備 (第5編1.5.9)	○配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] (第6編3.1.1)	○メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]	○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]																																																
○ガス設備	○配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] (第6編3.1.1)	○配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] (第6編3.1.1)	○メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]	○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]	○一般事項 (第11編1.1.1 ～3) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○機 材 (第11編2.1.1 ～3) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○施 工 (第11編2.2.1) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○機 材 (第11編2.1.1 ～3) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○施 工 (第11編2.2.1) [第11編2.2.1] ～2.3.1)																																																
○医療ガス設備工事	○一般事項 (第11編1.1.1 ～3) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○機 材 (第11編2.1.1 ～3) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○施 工 (第11編2.2.1) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○機 材 (第11編2.1.1 ～3) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○施 工 (第11編2.2.1) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○機 材 (第11編2.1.1 ～3) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○施 工 (第11編2.2.1) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○機 材 (第11編2.1.1 ～3) [第11編2.2.1] ～2.3.1)	○施 工 (第11編2.2.1) [第11編2.2.1] ～2.3.1)																																																
○特殊ガス等設備工事	○一般事項 (第5編1.1.1 ～2) [第5編1.1.1] ～2.4.3>	○機 材 (第5編2.1.1 ～2.4.3>	○施 工 (第5編3.1.1 ～3.2.8>	○システ	○システ	○システ	○システ	○システ	○システ																																																
○雨水利用設備	○システム構成 その他	○システム構成 その他	○システム構成 その他	○システム構成 その他	○システム構成 その他	○システム構成 その他	○システム構成 その他	○システム構成 その他	○システム構成 その他																																																
○さく井設備	○事前調査 (第7編1.2.1)	○事前調査 (第7編1.2.1)	○事前調査 (第7編1.2.1)	○事前調査 (第7編1.2.1)	○事前調査 (第7編1.2.1)	○事前調査 (第7編1.2.1)	○事前調査 (第7編1.2.1)	○事前調査 (第7編1.2.1)	○事前調査 (第7編1.2.1)																																																
○撤去工事	●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4]	●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4]	●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4]	●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4]	●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4]	●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4]	●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4]	●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4]	●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4]																																																



建築士登録事務所 第14358号 株式会社中秀工業一級建築士事務所	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構			業務番号	工事名称	図面区分	縮尺	図番	機軸設備
									施設管理課長	施設管理課	担当		国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 空調設備他改修工事				
													案内図 配置図		N/S	M-03	

新設機器表

(注) 記載事項の適用について、●印の付いたものを適用する。

特別研修棟

● パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機	記 号	形 式	設置形式	送風形式	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	風 量 (m ³ /h)	機外静圧 (Pa)	圧 縮 機			送風機（室内）			送風機（屋外）			補助加熱器				台 数	備考
	AC ― 2	○冷房専用形 ●ヒートポンプ形	天吊	ペア	10.0	11.2	－	－	3	200	1.96	3	200	0.015	3	200	0.019	－	－	－	－	1台	
	備 考	1. 冷房能力及び暖房能力は JIS B 8616 による。 2. 冷媒はオゾン層破壊係数 0 のものとする。 3. 屋内機、屋外機間の電気配線（アース共）は製造者の標準仕様とする。 4. 冷媒配管の口径は製造者の標準仕様とする。 5. 圧縮機（ ●屋外形 ○ ） 6. 進相コンデンサー（ ○要 ●不要 ） 7. 運転時間表示用端子（ ○要 ●不要 ） 8. 遠方発停用端子（ ○要 ●不要 ） 9. 屋外機の基礎（ ●コンクリートブロック W130×H120×L500程度 ） 10. リモートコントローラー（ ●ワイヤード ○ワイヤレス ）は付属とする。 11. 室外機は耐塩仕様とする。 12. 室外機架台（床置き形H500）を付属とする。 13. 消費電力は参考値とする。																					

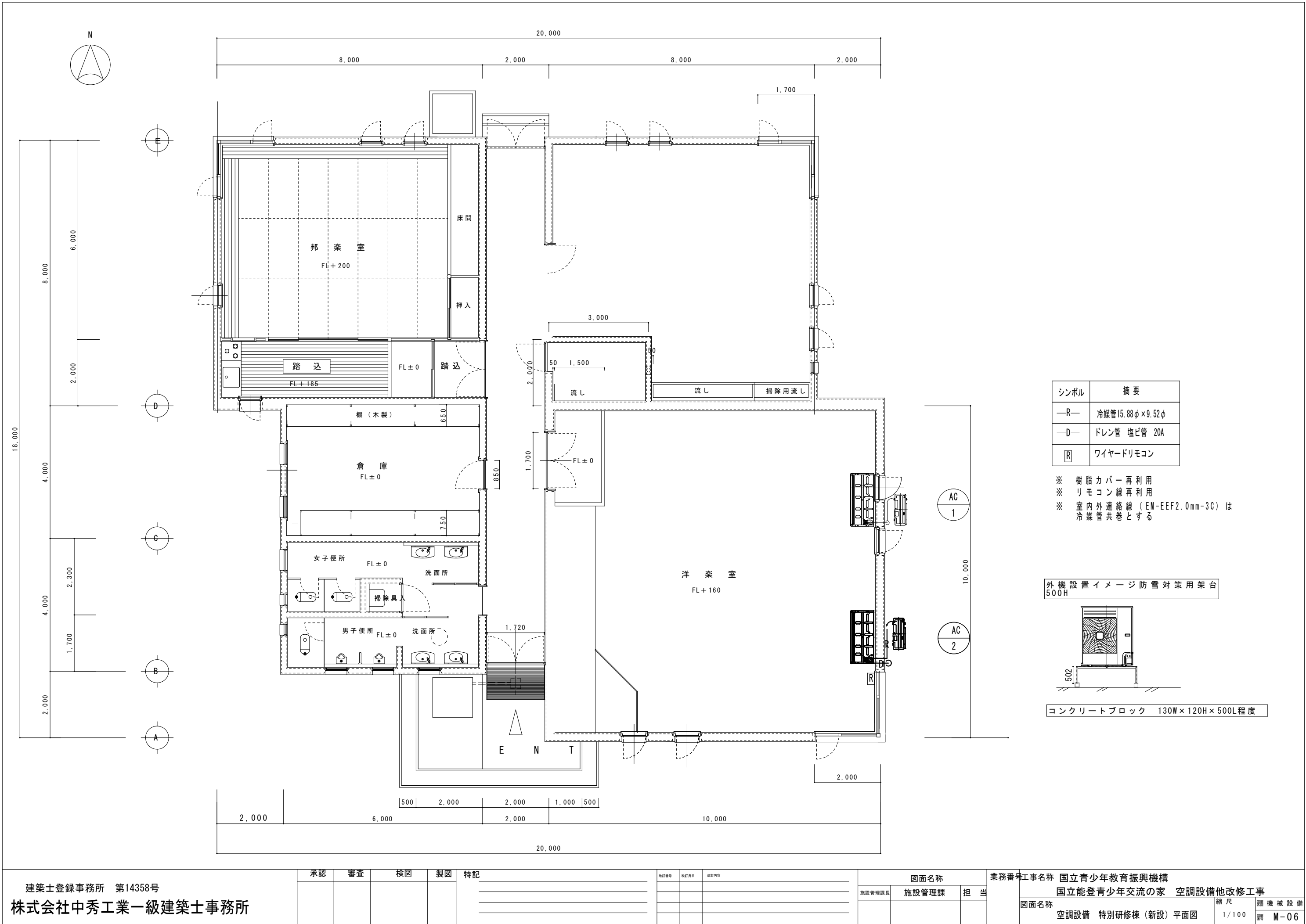
あすなろ棟

● パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機	記 号	形 式	設置形式	送風形式	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	風 量 (m ³ /h)	機外静圧 (Pa)	圧 縮 機			送風機（室内）			送風機（屋外）			補助加熱器				台 数	備考
									相	V	kW	相	V	kW	相	V	kW	方式	相	V	kW		
	ACP－1	○冷房専用形 ●ヒートポンプ形	床置	ペア	20.0	21.2	3780	86	3	200	3.8	3	200	1.5	3	200	0.75	蒸発皿式	－	－	－	1台	
	ACP－2	○冷房専用形 ●ヒートポンプ形	床置	ペア	20.0	21.2	3780	86	3	200	3.8	3	200	1.5	3	200	0.75	蒸発皿式	－	－		1台	
	ACP－3	○冷房専用形 ●ヒートポンプ形	床置	ペア	25.0	26.5	4800	35/105	3	200	4.9	3	200	1.5	3	200	0.75	蒸発皿式	－	－	－	1台	
	ACPM－1	○冷房専用形 ●ヒートポンプ形	天井カセット型	ツイン	10.0	11.2	－	－	3	200	1.96	3	200	0.015	3	200	0.019	－	－	－	－	1組	
	備 考	1. 冷房能力及び暖房能力は JIS B 8616 による。 2. 冷媒はオゾン層破壊係数 0 のものとする。 3. 屋内機、屋外機間の電気配線（アース共）は製造者の標準仕様とする。 4. 冷媒配管の口径は製造者の標準仕様とする。 5. 圧縮機は天井カセット型は屋外形、床置きは屋内形 6. 進相コンデンサー（ ○要 ●不要 ） 7. 運転時間表示用端子（ ○要 ●不要 ） 8. 遠方発停用端子（ ○要 ●不要 ） 9. 屋内機の基礎（ 基礎再利用 ）， 防振架台は更新とする 10. 屋外機の基礎（ 基礎再利用 ） 11. リモートコントローラー（ ●ワイヤード ○ワイヤレス ）は付属とする。 12. 室外機は耐塩仕様とする。 13. 室外機架台（床置き形H500）を付属とする。 14. 室外機は防雪フードを設置する事 15. 室内機及び室外機に記号と設置場所を記載する事 16. 風量・機外静圧・消費電力は参考値とする。																					

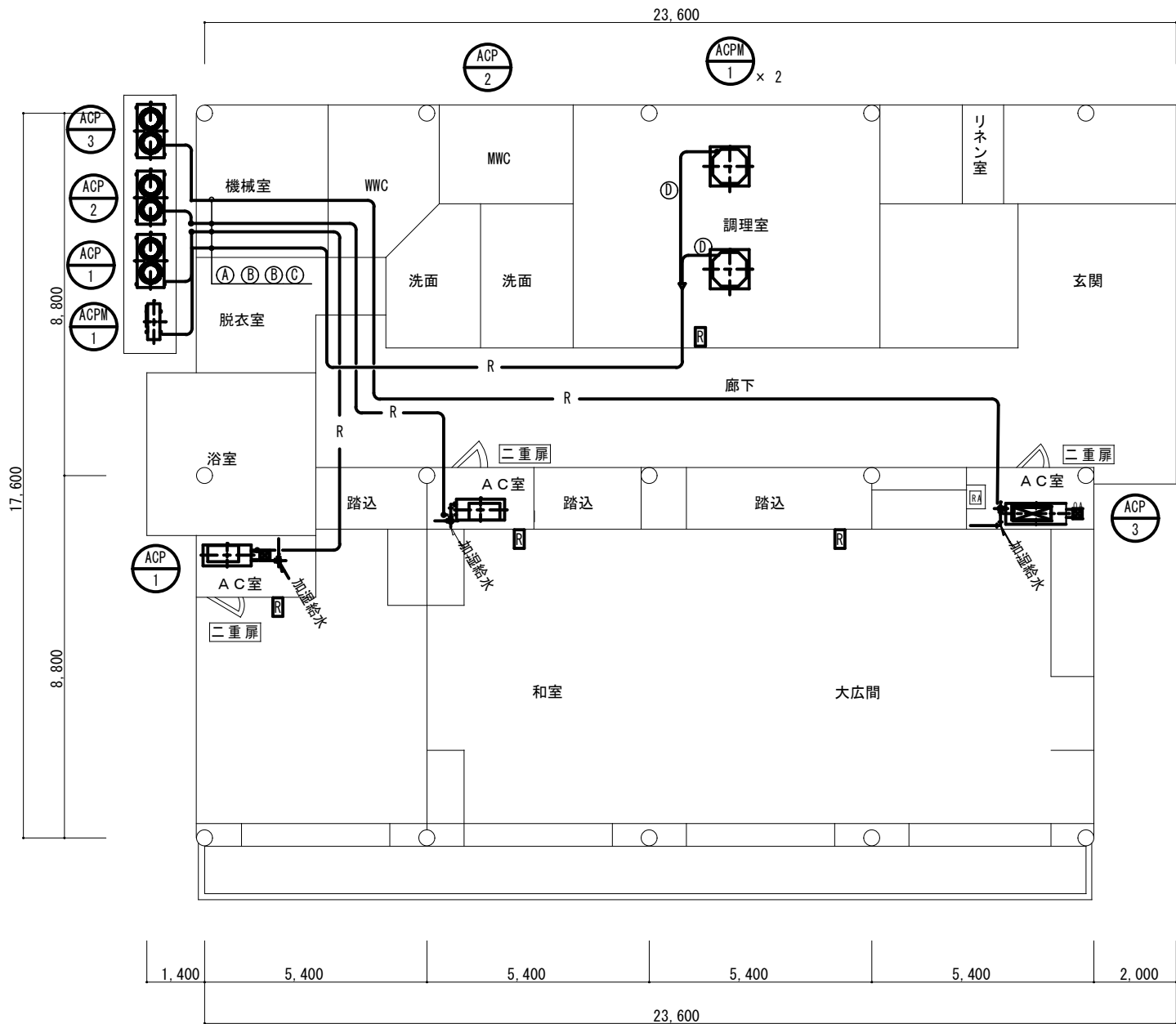
宿舎棟A, B, C, D

● 電 気 温 水 器	記 号	形 式	設置形式	沸き上げ温度	タンク容量	最高使用圧力	電 源			台 数	備考
	WHE－2	丸型	床置	約85℃	300L	0.1MPa	相	V	kW	8台	
	備 考	1. タンク材質は高耐食ステンレス製とする。 2. 逃し弁・減圧弁・ドレンパン排水ホース・排水弁は付属とする。 ※メーカー付属品が無ければ別途準備すること。 3. 消費電力は参考値とする。									

建築士登録事務所 第14358号 株式会社中秀工業一級建築士事務所	承認	審査	検 図	製 図	特 記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構			業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 空調設備他改修工事	縮尺	図面区分	機械設備
									施設管理課長	施設管理課	担 当			空調設備 機器表	N/S	M-04



建築士登録事務所 第14358号 株式会社中秀工業一級建築士事務所	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	図面名称			業務番号	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 空調設備他改修工事		
									施設管理課長	施設管理課	担当			図面名称	縮尺	図機設備
														空調設備 特別研修棟 (新設) 平面図	1/100	M-06



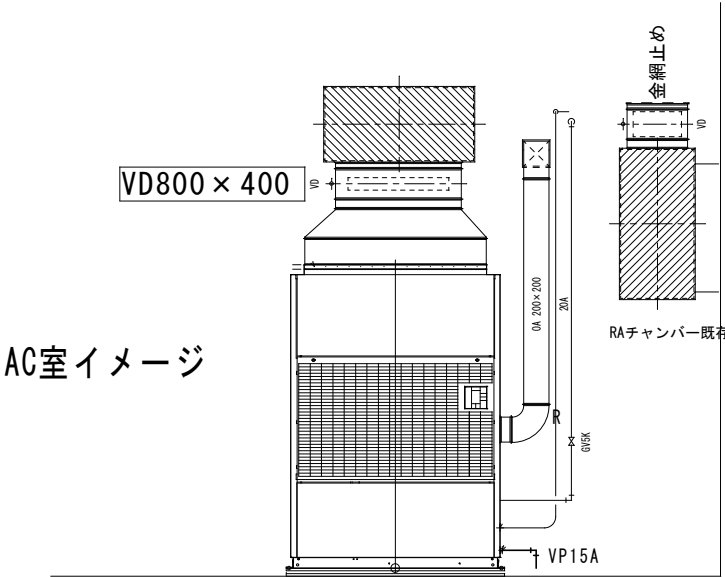
シンボル	摘 要
— R —	冷媒管 ① 25.4φ×15.9φ ② 22.2φ×12.7φ ③ 19.1φ×9.5φ ④ 15.9φ×9.5φ
R	ワイヤードリモコン

機器表（撤去機器）

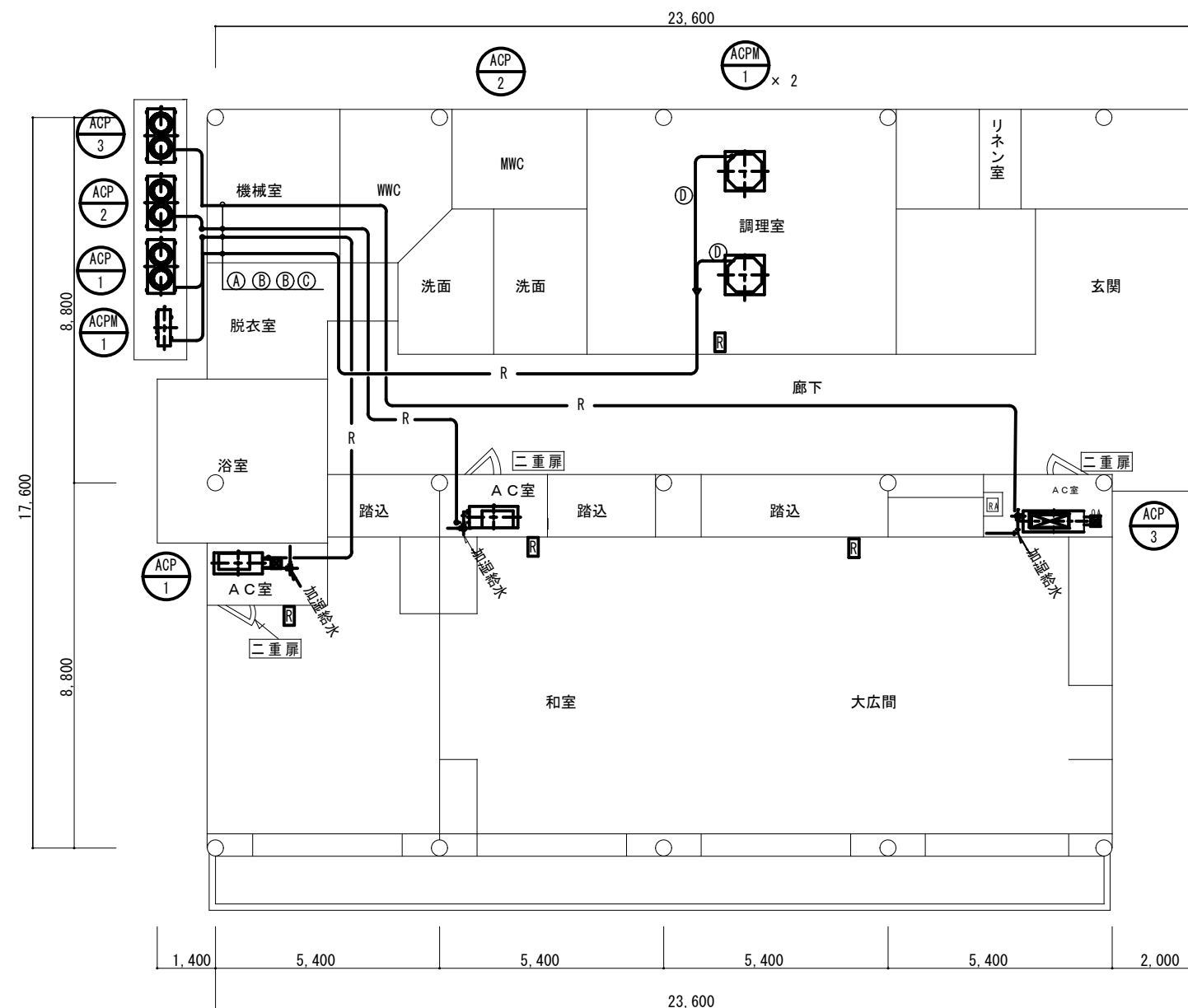
記号	系統名	機器	メーカー	製造年	数量	備考
ACP-1	まつ	（室内機）FRYP8MB-C	ダイキン	1994	1	パン型加湿器内蔵
		（室外機）CRY8ME1A			1	防雪架台、フード付き
ACP-2	さつき	（室内機）FRYP8MB-C	ダイキン	1994	1	パン型加湿器内蔵
		（室外機）CRY8ME1A			1	防雪架台、フード付き
ACP-3	さつき	（室内機）FRYP10MB-C	ダイキン	1994	1	パン型加湿器内蔵
		（室外機）CRY10ME1A			1	防雪架台、フード付き
ACPM-1	調理室	（室内機）FMYC56EA	ダイキン	1994	2	
		（室外機）RY100DBE1A			1	防雪架台、フード付き

- ※SUSカバー（屋外）撤去
- ※リモコン線再利用
- ※室内外機連絡線撤去
- ※ドレン管は機器廻り1m程度撤去

注記）1. ドレン管、給水管は機器廻り1m程度撤去
2. ダクト類はV Dと機器間を撤去



新設図



シンボル	摘 要
— R —	冷媒管 ㊦ 22.2φ × 12.7φ ㊧ 19.1φ × 12.7φ ㊨ 15.9φ × 9.5φ ㊩ 12.7φ × 6.4φ
R	ワイヤードリモコン

※SUSカバー（屋外）新設

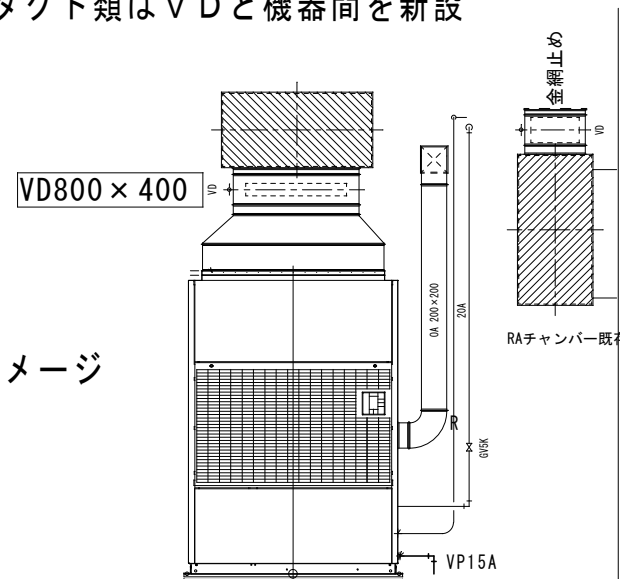
※リモコン線再利用

※室内外機連絡線 (EM-EEF2.0mm-3C)

は冷媒共巻とする

※ドレン管は機器廻り1m程度新設

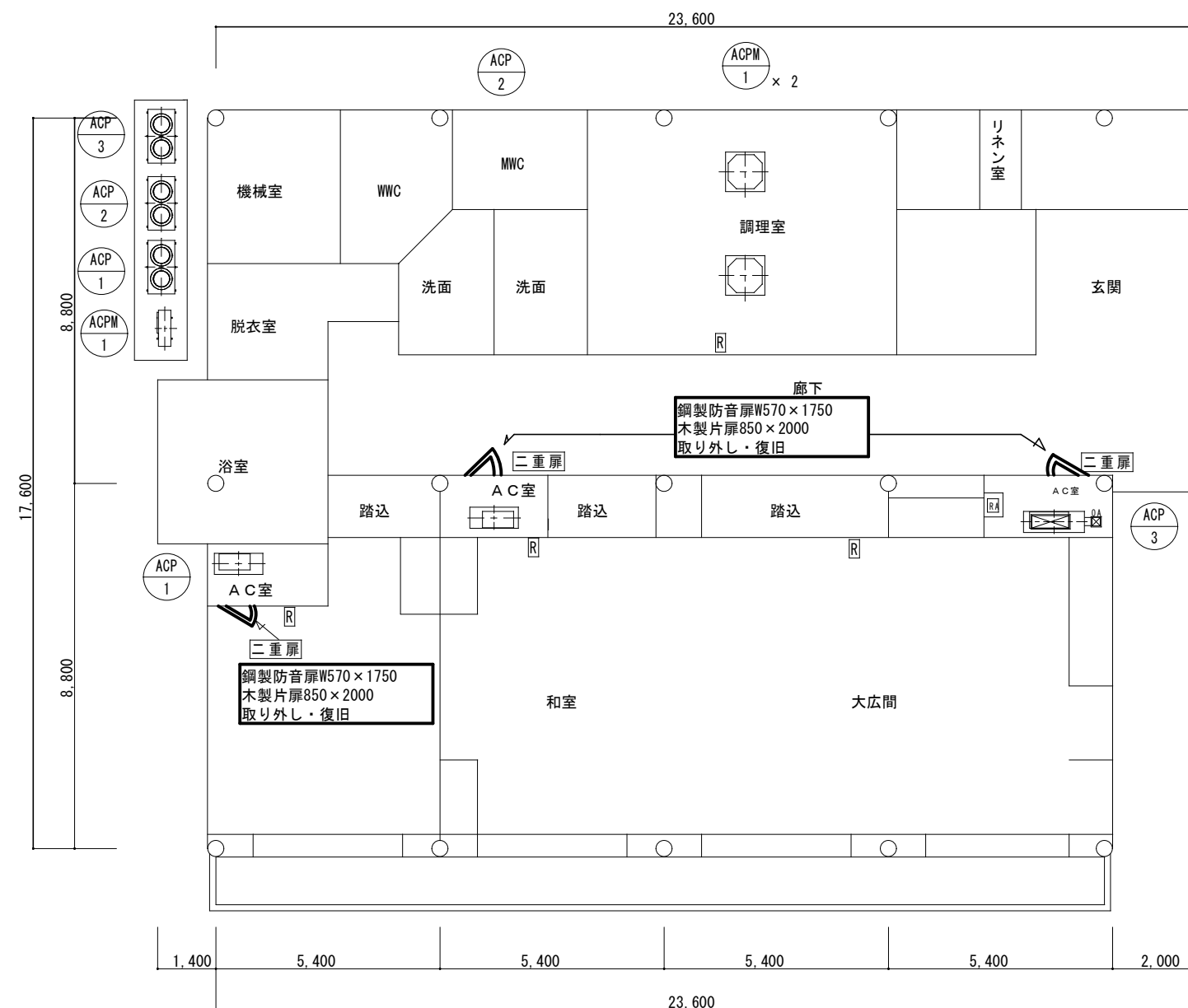
注記) 1. ドレン管、給水管は機器廻り1m程度新設
2. ダクト類はV Dと機器間を新設



AC室イメージ

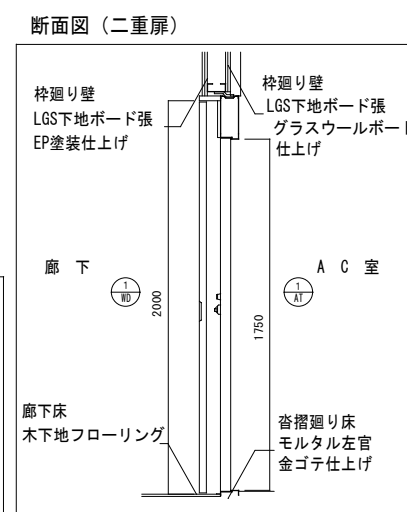
承認	審査	検図	製図	特記

建具取り外し・復旧



注記) 1. AC室3室出入口二重扉の既存木製扉(W850×H2000)および
鋼製防音扉(W570×H1750)の一時撤去・復旧を行う
2. 鋼製防音扉枠廻り壁の溶接部カットによる一時撤去・復旧を行う
※AC室側床はつくり及び床モルタル補修含む

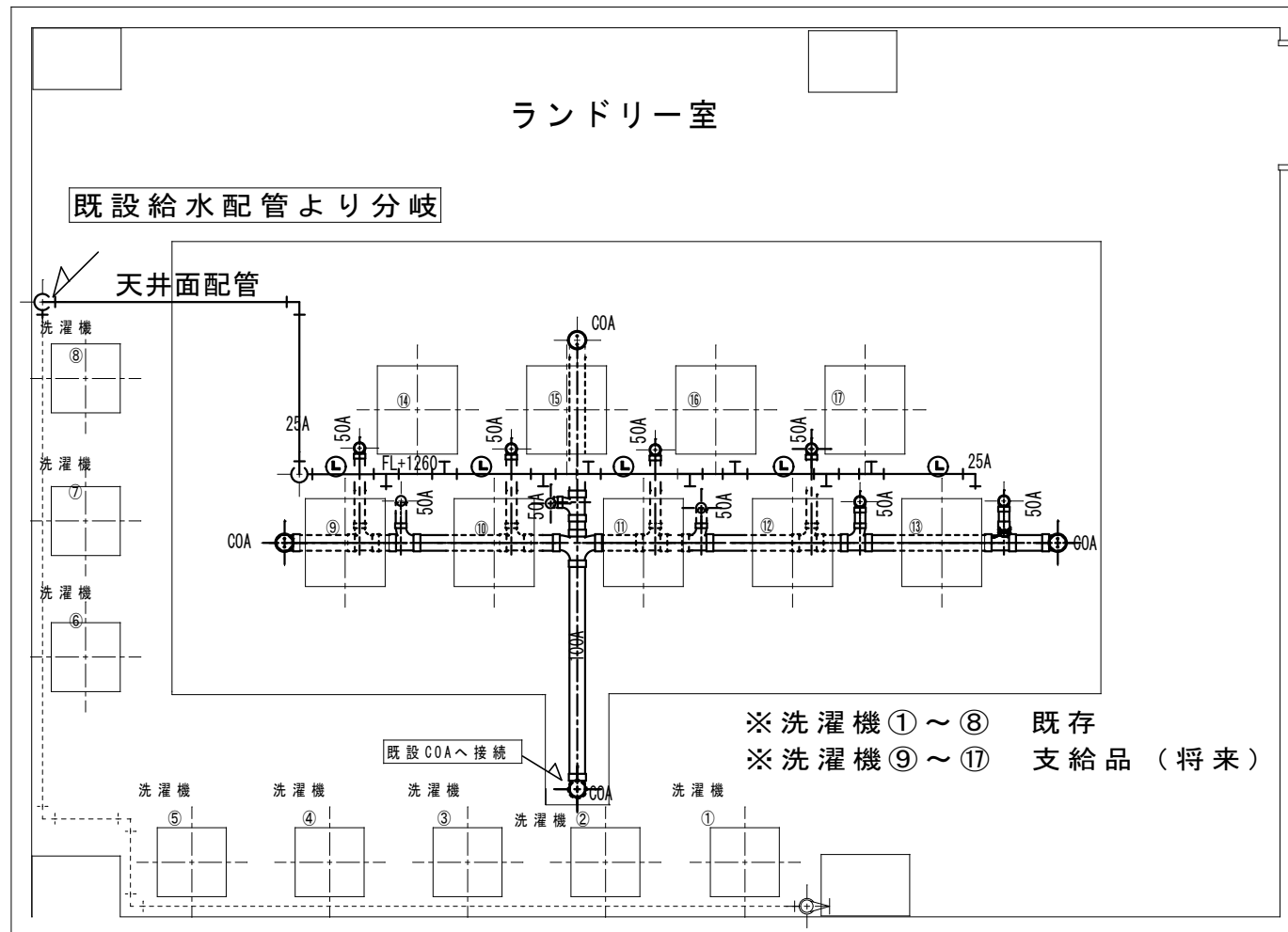
建具表(二重扉)			建具裏(二重扉)		
符号	 3箇所		符号	 3箇所	
仕様	木製片開扉		仕様	鋼製防音片開扉	
扉厚	木製片開扉		扉厚	木製片開扉	
枠見込	木製片開扉		枠見込	木製片開扉	
金物	丁番、引手金物		金物	丁番、グレモン錠	
仕上げ	化粧合板		仕上げ	鋼板焼付塗装	



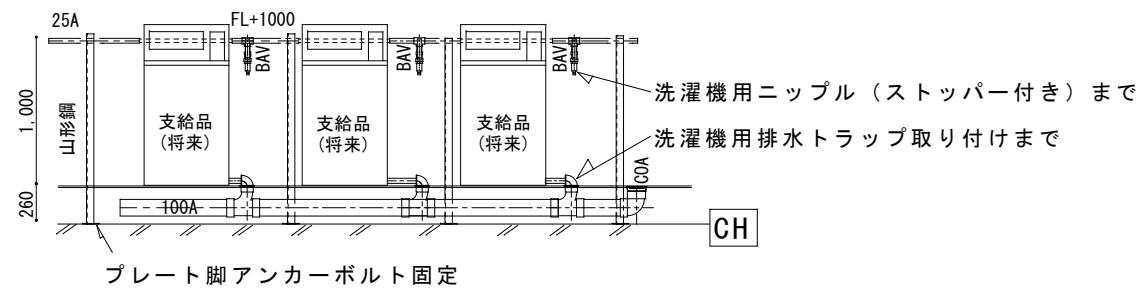
改訂番号	改訂月日	改訂内容	図面名称		業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 空調設備他改修工事	図面名称 空調設備 あすなろ棟（新設・他）平面図	縮尺 1/75	設備 機械設備	
			施設管理課長	施設管理課 担 当					図章	M-08

凡例

Ⓛ	等辺山形鋼	50×50×4
---	-------	---------

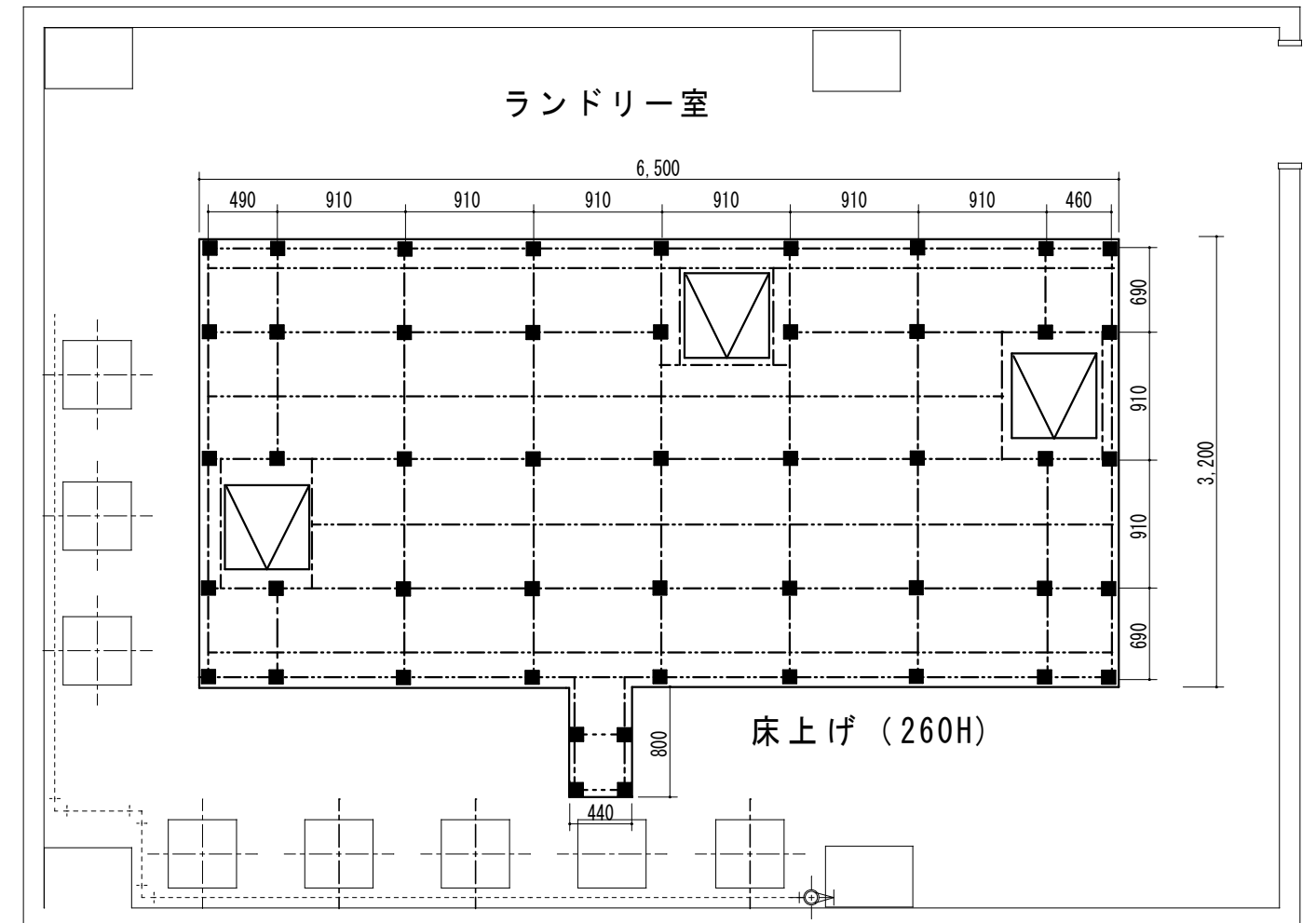


洗濯機置場断面イメージ



凡例

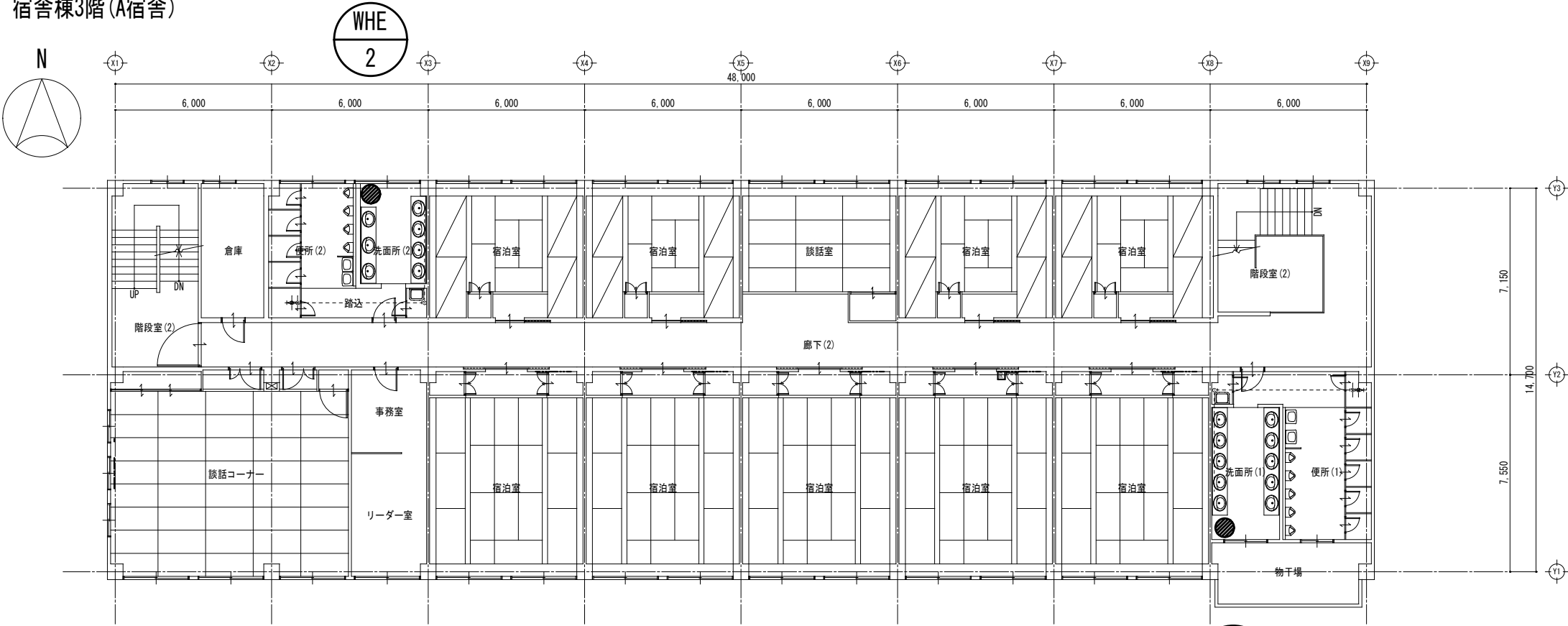
-----	大引 90×90@910
-----	根太 45×45@455
	鋼製束 H100@910
	床下点検口 600×600



注記)

1. 下地構造用合板24mm+耐水合板9mm二重張り（立上がり共）
2. ノンスリップ床ビニルシート t 2.5貼り
3. コーナー（出隅部）床取り合いアルミL-20×20×1.5押さえ 6箇所

宿舎棟3階(A宿舎)

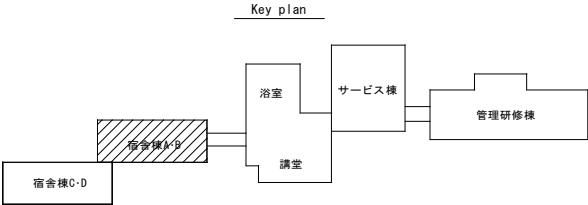
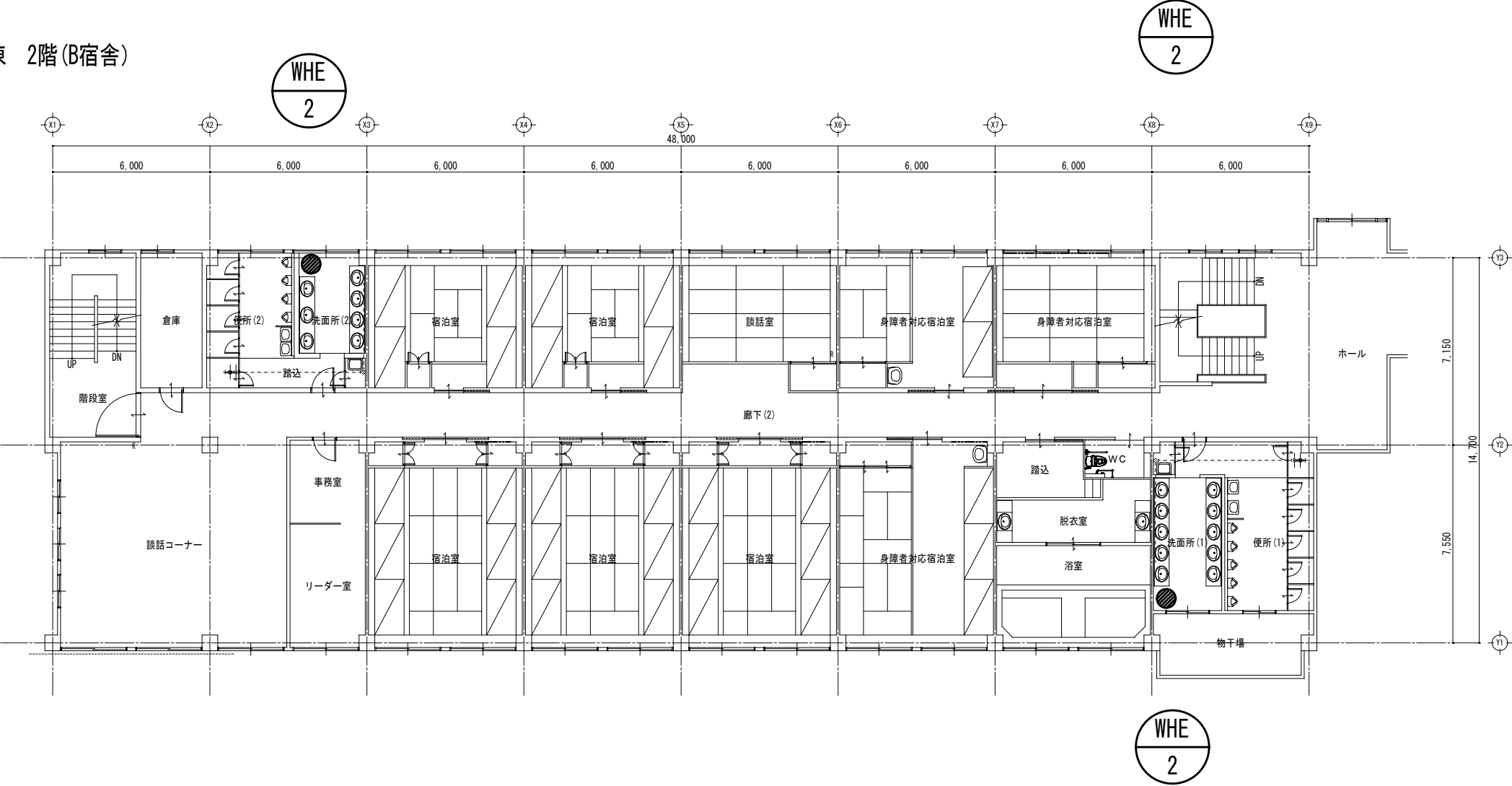


機器表（撤去機器）

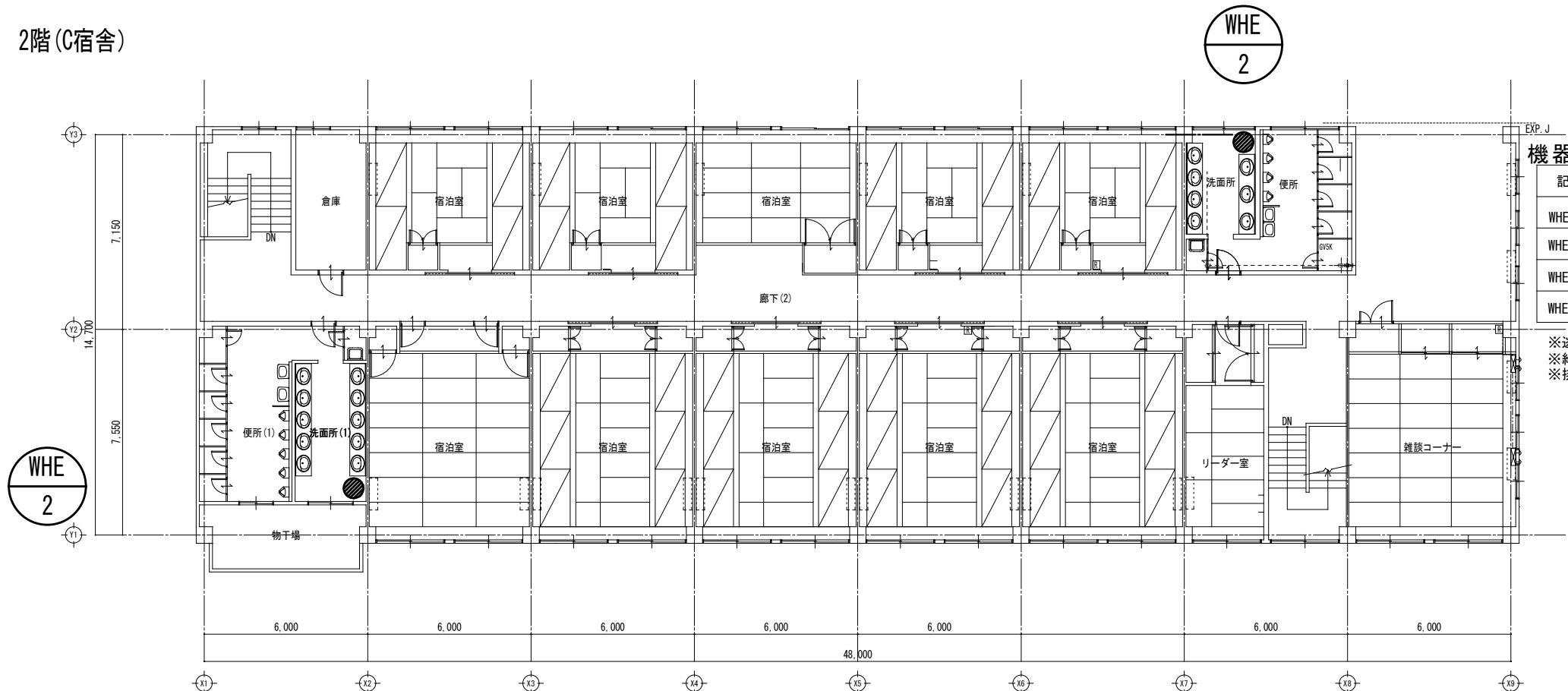
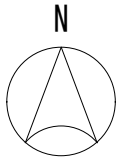
記号	系統名	機器	メーカー	製造年	数量	備考
WHE-2	A宿舎洗面所（東）	L27PN-7.8S45C1	ユパック	1997	1	
WHE-2	A宿舎洗面所（西）	L27PN-7.8S45C1	ユパック	1997	1	
WHE-2	B宿舎洗面所（東）	ES-320F	日本イトミック	1992	1	
WHE-2	B宿舎洗面所（西）	ES-320F	日本イトミック	1992	1	

※逃し弁、減圧弁、排水弁は撤去
※給水管、給湯管は機器廻り2m程度撤去
※排水管は排水ホッパーまでの1m程度撤去

宿舎棟 2階(B宿舎)



宿舎棟 2階(C宿舎)

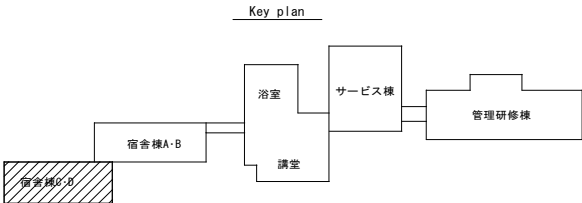
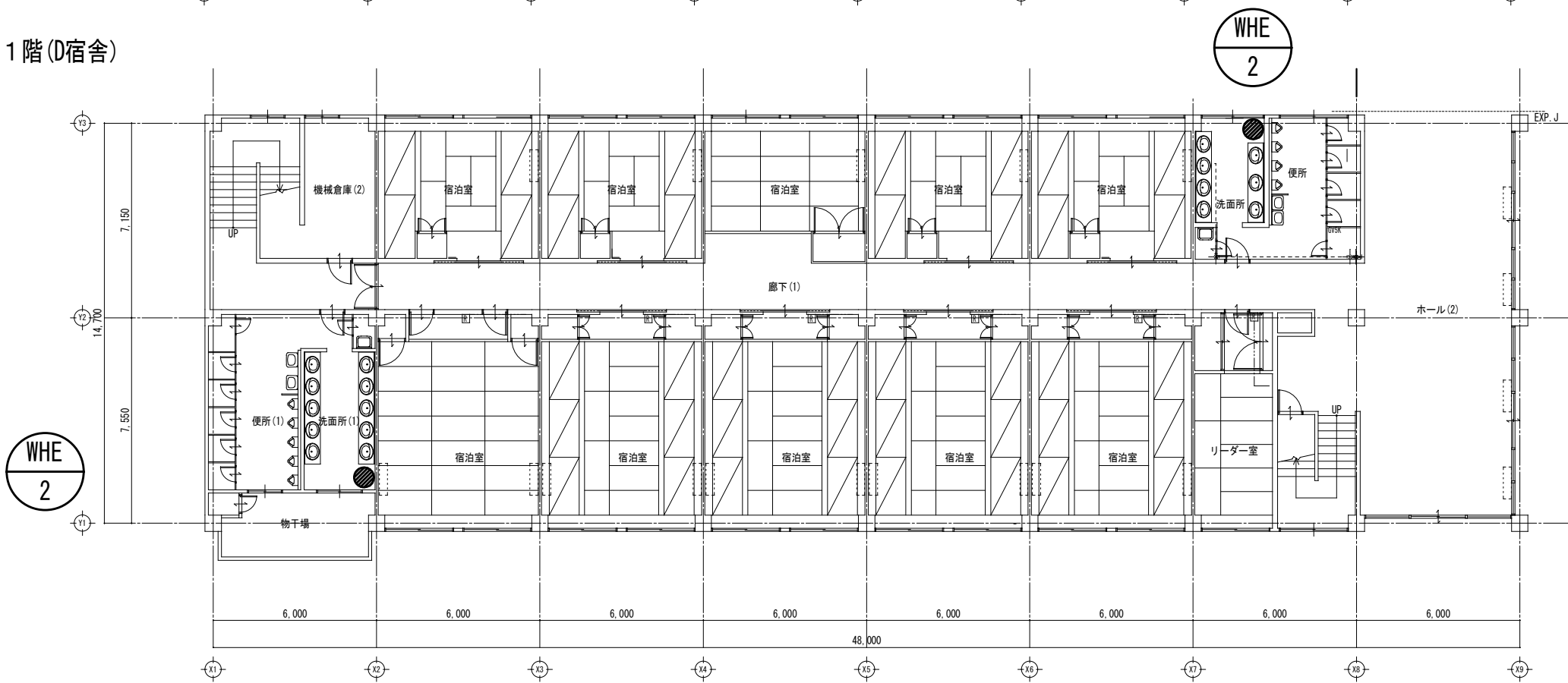


機器表 (撤去機器)

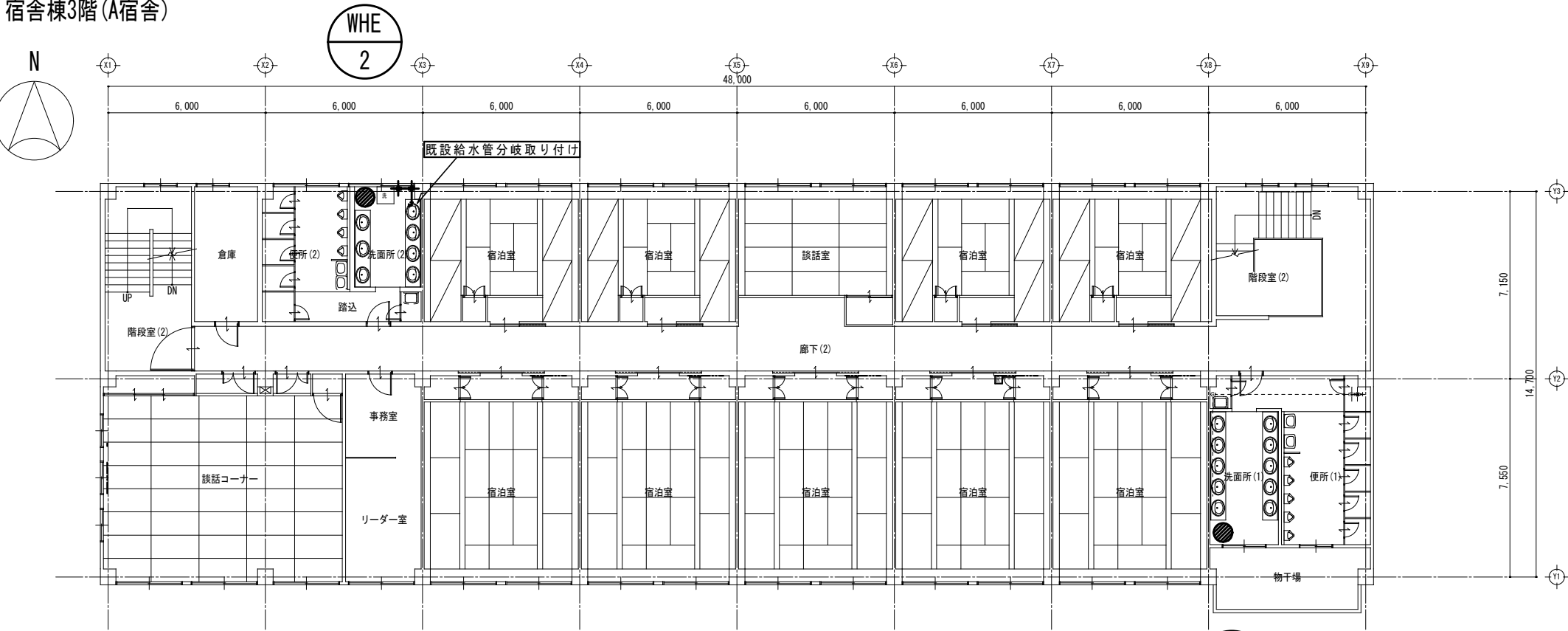
記号	系統名	機器	メーカー	製造年	数量	備考
WHE-2	C宿舎洗面所 (東)	ES-150RB-T	日本イトミック	2000	1	
WHE-2	C宿舎洗面所 (西)	L27PN-7.8S45C1	ユパック	1997	1	
WHE-2	D宿舎洗面所 (東)	HEL-100	日本イトミック	1997	1	
WHE-2	D宿舎洗面所 (西)	L27PN-7.8S45C1	ユパック	1997	1	

※逃し弁、減圧弁、排水弁は撤去
※給水管、給湯管は機器廻り2m程度撤去
※排水管は排水ホッパーまでの1m程度撤去

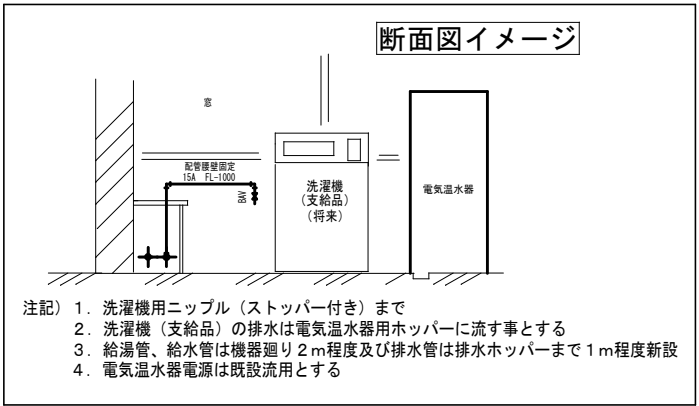
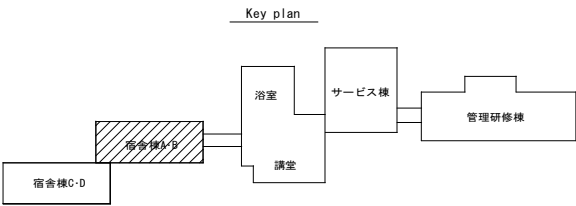
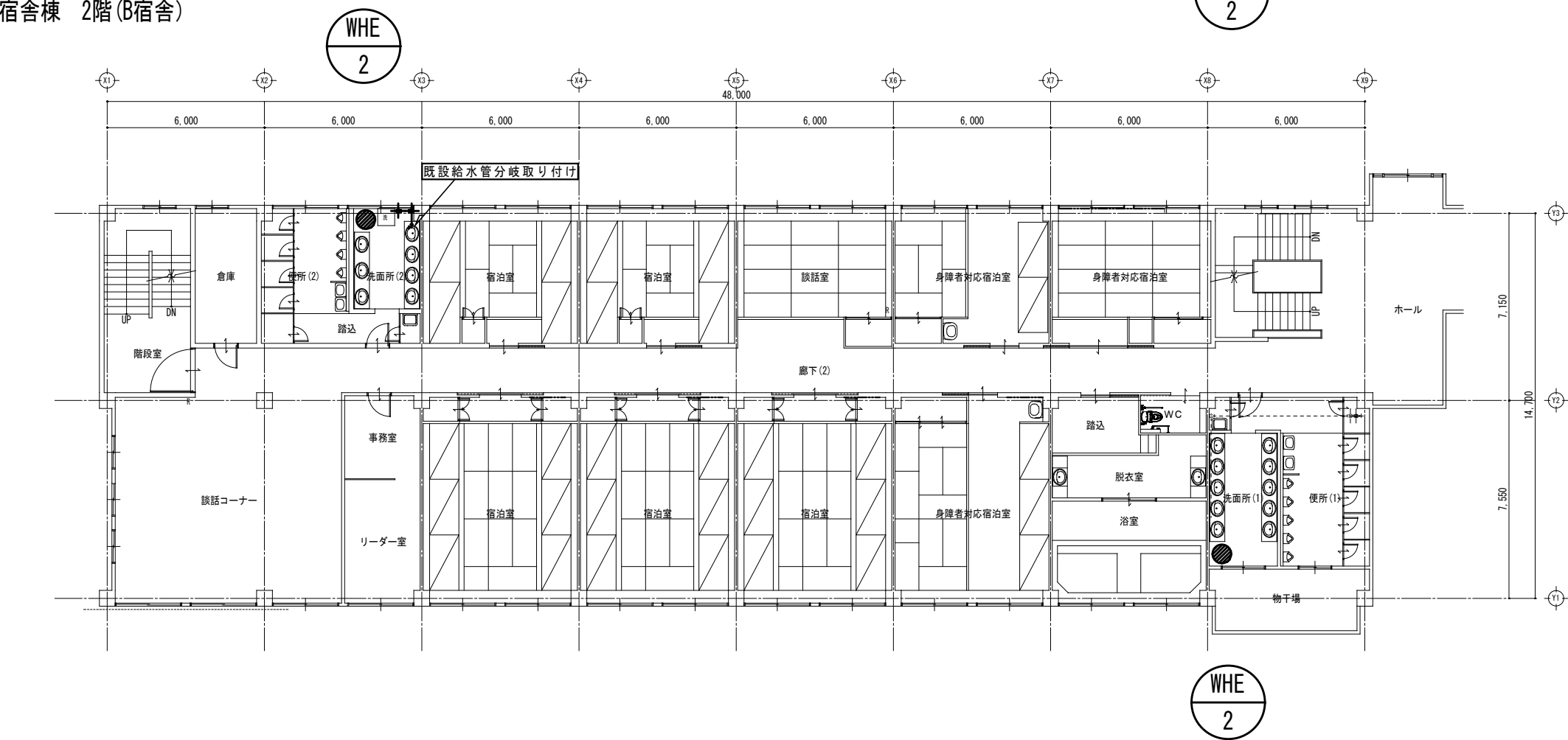
宿舎棟 1階(D宿舎)



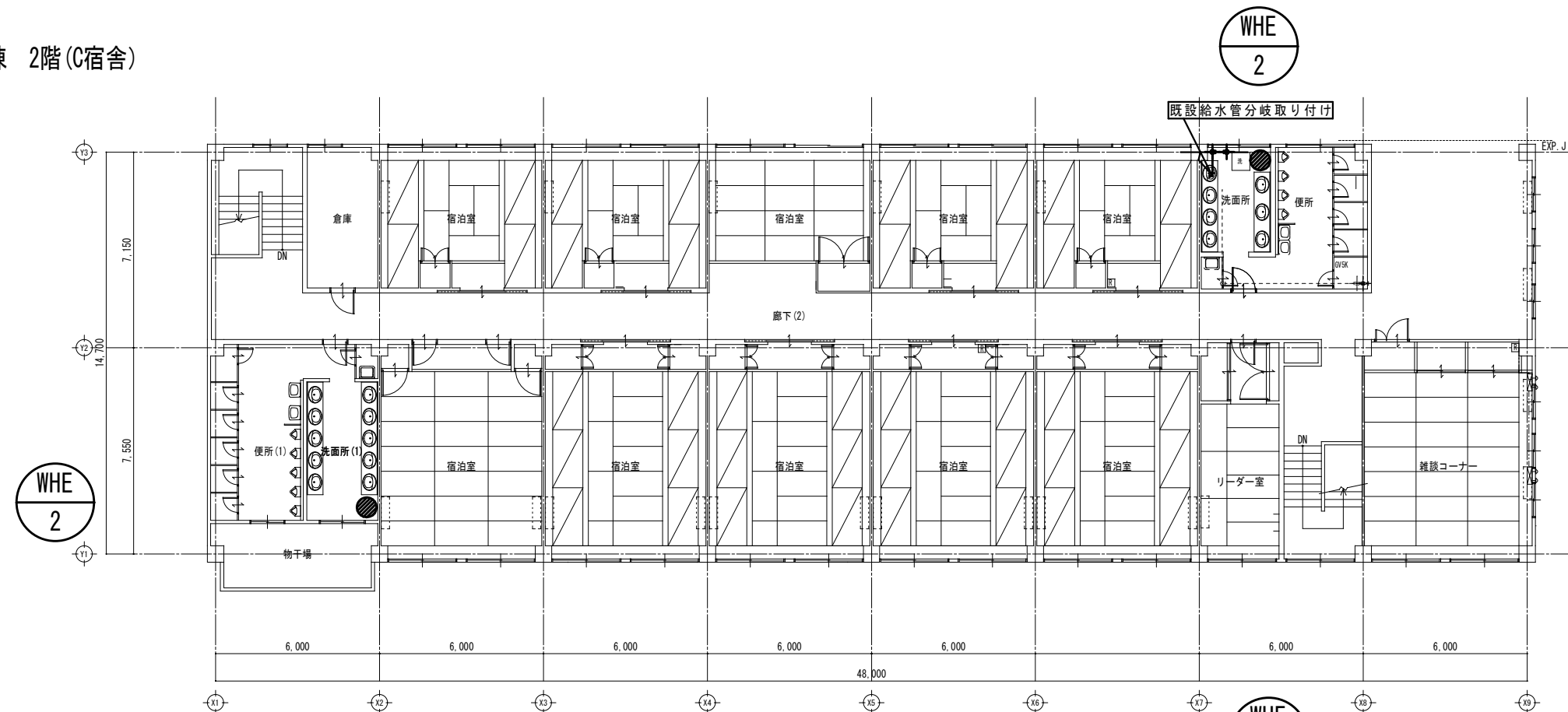
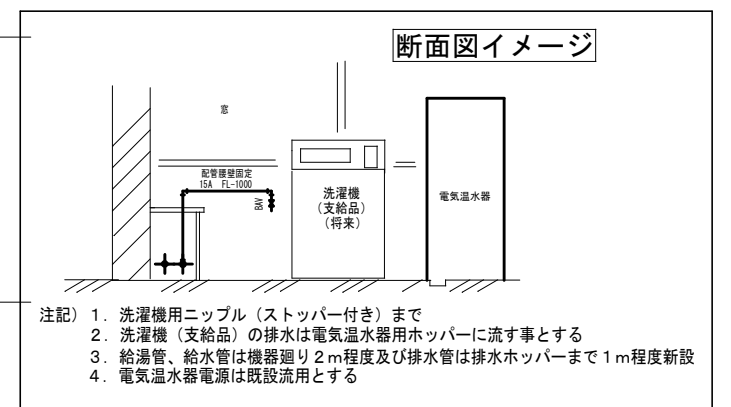
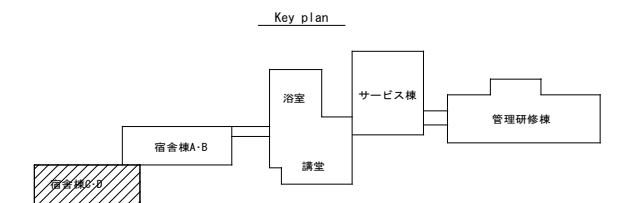
宿舎棟3階(A宿舎)



宿舎棟 2階(B宿舎)



A circle with an inscribed triangle. The top vertex of the triangle is labeled 'N'.

[illegible]

建築士登録事務所 第14358号 株式会社中秀工業一級建築士事務所	承認	審査	検図	製図	特記	設 計 書	設 計 日 付	改 訂 内 容	図面名称			業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 空調設備他改修工事			
									施設管理課長	施設管理課	担 当		図面名称 給排水設備 宿舍棟C、D（新設）平面図	縮 尺 1/100	図 面 機 械 設 備 図 面 M-13	